

# くらしの情報

消費生活相談窓口では、商品やサービスの契約トラブルなど、消費生活に関する相談を受け付けています。



- ・受付対象：市内に在住、在勤、在学の方
- ・相談受付：月～金曜日の午前9時～午後5時  
ただし祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く
- ・相談場所：市役所1階 市民相談室  
電話での相談も受け付けます。（総務課行政係 内線1311）

ご存知ですか？

## No.19 裁判を起こすときは？

消費・生活に関するトラブルや対策方法をご紹介します。

消費者がクーリング・オフや中途解約を申し入れても事業者が認めなかったり、払うと言うだけでなかなか払ってくれないこともあります。このような場合には、裁判に訴えて権利を実現するしかありません。

### 調停手続

話し合いによる解決をめざす、簡易裁判所の手続きです。話し合いがまとまらなければ、訴訟手続で解決しなければなりません。

### 小額訴訟手続

60万円以下の金銭の支払いを求める場合には、簡易裁判所の小額訴訟手続を利用することができます。原則として1回の期日に証拠調べまでして、裁判所が判断を示すもので、内容が複雑な事件には不向きといえます。

### 訴訟手続

裁判所がどちらの主張が正しいかを証拠によって判断する手続きです。しかし、多くの訴訟は、裁判所の判断（判決）によらず、当事者間に和解が成立して終了しています。事業者に支払いを命じる判決が言い渡されても、事業者が判決に従わないときは、強制執行という手続きを取らなければなりません。訴訟手続は、請求する金額が140万円以下の場合には簡易裁判所、140万円を超える場合には地方裁判所への申し立てとなります。

### 支払督促手続

金銭の支払いを求める場合だけ利用できる簡易裁判所の手続きです。書面の審査だけで相手に支払いを命じる決定が出されます。裁判所に出廷したり、証拠を提出する必要はなく、申立費用も訴訟手続の半分です。決定に対しては、理由を付すことなく異議の申し立てができ、異議が出ると通常の訴訟手続に移ります。

### < 訴訟手続の例 >

